

幼児園および家庭的保育事業者の廃止・休園について

1 もみの木幼児園の廃止について

(1) 廃止日：令和5年3月31日

(2) 理由：在園児の減少により収支悪化が続いており、今後も経営の見通しが見えないと法人が判断したため

(3) 経緯：

(令和2年)

11月29日 令和3年度の新規園児の申込状況（6名）を考慮し、教会総会において、令和4年度以降の新規募集の停止を決定

11月30日 在園児の保護者に対し、これまでの経過および今後の予定について説明文書を送付

12月2、3、6日 保護者説明会を開催

12月7日 市に対し令和4年度以降の園児募集の停止について報告

(令和4年)

9月1日 都に廃止届を提出

(4) 在園児の推移：各年度5月1日現在の在園児数

学年	H30	R1	R2	R3	R4
人数	28人	27人	27人	19人	8人

(5) 在園児の対応

令和4年度在籍8名（5歳児7名、4歳児1名）について、5歳児は卒園、4歳児については年度末までに転園の予定

2 家庭的保育事業者

(1) 川村家庭的保育事業者の廃止について

① 廃止日：令和5年4月1日

② 理由：家庭的保育事業者からの申し出による

③ 在園児の対応

在園児（0歳児2名、1歳児1名、2歳児2名）については、2歳児は卒園、0～1歳児は市内の他の保育園へ転園または

転園申請中。

(2) 島崎家庭的保育事業者の休止について

① 休止期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

② 理由：家庭的保育事業者からの申し出による

③ 在園児の対応：

在園児（0歳児1名、2歳児2名）については、2歳児は卒園、0歳児は市内の他の保育園へ転園が決定している。

以 上